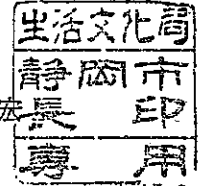


静岡市告示第 173 号

住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)第2条の規定による住居表示の実施のため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項の規定による静岡都市計画事業大谷土地区画整理事業についての換地処分の公告があった日の翌日から本市内の区域をもって町を新設し、及び字の区域を次のとおり変更するので、地方自治法第260条第2項及び静岡県事務処理の特例に関する条例(平成11年静岡県条例第56号)の規定により告示する。

平成24年3月23日

静岡市長 田 辺 信 宏



1 町を新設する区域

駿河区内の別図1に示す区域をもって別図2に示すとおり町を新設する。

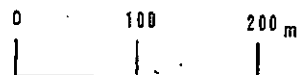
2 駿河区西平松字西ノ前汐入に編入する区域

駿河区大谷字東大谷 2494 番 45、2494 番 46、2494 番 47、2494 番 48、2496 番 2、2497 番 1、2497 番 2、2497 番 8、2497 番 9、2497 番 10、2497 番 11 及び 2497 番 12 並びにこれらの区域に隣接介在する道路及び水路である国有地の一部

別図 1

凡 例

変更する区域	———
現町字界	- - - - -
現町字名	大 谷



駿河湾

西平松

大谷

大谷

西大谷

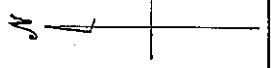
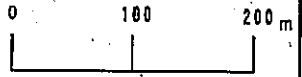
高松

別図 2



凡例

変更後の 新町界	
新町名	大谷一丁目
	大谷二丁目
	大谷三丁目



駿河湾

新町界のうち道路、水路以外の部分については次の地番による。

新町名	境界となる地番			隣接する町
	大字	字	地番	
大谷二丁目	大谷	不動山	2783番1、2783番2、2784番、2785番11及び2785番12	大谷 字不動山
大谷三丁目		東大谷	2721番2、2722番2、2738番1の1、2738番2、2738番4、2739番1、2739番2、2740番2、2741番3、2741番5、2742番2、2743番2、2745番1、2746番1、2747番3、2754番6、2755番1、2758番2及び2759番	大谷 字東大谷

上記地番は、平成23年11月9日現在の登記簿による。